

議第89号

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定について

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 6

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は企業管理者若しくは病院事業管理者 2

ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 2

ロ 警察本部長以外の地方警務官 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、知事等の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるため提案するものである。

議第90号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「580円」を「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 福祉相談センター及び児童相談所に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの 950円
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 580円

第6条第1項第2号中「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

- 9 職員等が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第6条の規定は適用しない。
- 10 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又は長時間にわたり新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第9項及び第10項の規定は令和2年3月30日から、改正後の条例第5条第2項の規定は同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

提 案 理 由

社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当の額を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給の対象となる作業等の特例を定める等のため提案するものである。

議第91号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第205号中「第14条第6項（同条第9項）」を「第14条第7項（同条第13項）」に改め、同号の表中「第9項」を「第13項」に改め、同項第206号中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同項第307号の表中「結核病検査」を「結核検査」に、「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に改め、同項第407号中「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第205号及び第206号の改正規定は、令和2年9月1日から施行する。

提 案 理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第92号

山形県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例の設定
について

山形県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例を次のように制定する。

山形県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例

県が設立する公立大学法人に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる同法第19条の2第1項に規定する役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、県が設立する公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定めるため提案するものである。

議第93号

山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第29条第5項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第29条の2第1項中「第53条第19項」を「第53条第31項」に改め、同条第4項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、同条第5項の表中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

第33条中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第34条の2第1号イの表(イ)の項中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同表(ハ)の項中「寡夫」を「ひとり親(以下この号において「ひとり親」という。)」で施行令第7条の16の2第1項に規定するもの」に改め、「((ニ)に掲げる者を除く。)」を削り、同表(ニ)の項中「法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の同項第13号に規定する合計所得金額(以下この号において「合計所得金額」という。))が500万円以下」を「ひとり親で施行令第7条の16の2第2項に規定するもの」に改め、同表(ヘ)の項中「5万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額)」を「5万円(当該納税義務者の前年の法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下この号において「合計所得金額」という。))」に改め、同表(フ)の項中「同条第5項」を「同条第4項」に改め、同表(リ)の項中「第34条第5項」を「第34条第4項」に改める。

第38条の3の見出し及び第38条の4の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第41条中「又は同項第4号の2に規定する個別帰属法人税額」を削る。

第43条第4項を削る。

第45条第1項中「第4項、第19項若しくは第23項」を「第31項若しくは第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に改め、同条第2項中「第53条第22項」を「第53条第34項」に改め、同条第3項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「6月の期間中」を「6月経過日(同項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。))の前日までの期間中」に、「6月の期間に」を「6月経過日の前日までの期間に」に改め、同条第4項中「第53条第47項」を「第53条第56項」に改める。

第49条の2第3項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、同条第4項中「第4条の8及び第152条第1項」を「第4条の4及び第152条第3項」に改める。

第53条第1項中「又は個別帰属益金額」及び「又は個別帰属損金額」を削る。

第135条の3第1項第1号イ(イ)中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同号イ(ロ)中「平成32年度以降」を「令和2年度以降」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ(ロ)中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号イ(イ)中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同号イ(ロ)及びロ(ロ)中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第3号イ(イ)及びハ(イ)中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同条第2項第1号ロ(ロ)及び第2号ロ(ロ)中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年

度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第4項中「、平成32年度基準エネルギー消費効率」を「、令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表第1項第1号イ(ロ)の項中「平成32年度以降」を「令和2年度以降」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同表第1項第1号ロ(ロ)の項中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同表第2項第1号ロ(ロ)の項中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第142条第1項第5号中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

附則第6条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条第1項中「又は」を「、第35条の3第1項又は」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第12条の7第1項中「)又は」を「)、」に、「に基づき」を「又は同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき」に改め、同条第2項中「)又は」を「)、」に、「)から」を「)、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

附則第12条の7の2第3項中「前年12月31日」を「前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日」に改める。

附則第13条中「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第13条の2第1項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同項の表中「及び第4項」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結法人税額」を削る。

附則第15条の2の6第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2の7第4項第1号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同項第2号及び第3号並びに同条第5項中「第41条」を「第41条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同項第2号及び第3号中「第41条」を「第41条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第7項中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

附則第15条の3第2項第2号中「第41条」を「第41条第1項」に改め、同項第4号及び第5号並びに同条第3項中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第21条の2第1項の表附則第10条の2第3項の項及び附則第21条の2第3項の表附則第10条の2第3項の項中「第35条の2まで」を「第35条の3まで」に、「、第35条の2」を「、第35条の2、第35条の3」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書の訂正等の期間等)

第27条 第12条の3第8項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第28条 第77条第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第80条の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を施行令附則第38条に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則附則第28条第1項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第80条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第78条第1項及び第80条の2第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第78条第1項	1年6月以内、同項第2号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第80条の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後6月以内の日まで、前条第3項第2号
	から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで
第80条の2第2項	6月以内	同項の耐震改修の日後6月以内の日まで

第2条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第3条の3第1項中「及び附則第22条」を「、附則第22条及び附則第29条」に改める。

附則第28条を附則第30条とし、附則第27条の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第28条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（次項において「払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第34条の3第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第34条の3第1

項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が20万円を超える場合には、20万円)をいう。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 山形県県税条例等の一部を改正する条例(令和元年7月県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち山形県県税条例附則第15条の3に1項を加える改正規定中「同項の表」を「第2項の表」に、「ものを」を「もの並びに原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを」に改める。

附則第7項及び第8項中「31年10月新法」を「元年10月新法」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中山形県県税条例(以下「県税条例」という。)第33条及び第34条の2の改正規定並びに県税条例附則第10条第1項、第10条の2第3項並びに第21条の2第1項及び第3項の改正規定並びに第2条並びに附則第3項及び第9項の規定 令和3年1月1日

(2) 第1条中県税条例附則第12条の7の改正規定 令和3年4月1日

(3) 第1条中県税条例第29条の2第1項、第4項及び第5項並びに第41条の改正規定、第43条第4項を削る改正規定、第45条第1項から第4項まで、第49条の2第3項及び第4項並びに第53条第1項の改正規定並びに県税条例附則第13条及び第13条の2第1項から第4項までの改正規定並びに附則第4項から第7項まで、第10項(やまがた緑環境税条例(平成18年12月県条例第60号)第4条の改正規定に限る。)、第11項及び第12項の規定 令和4年4月1日

(4) 第1条中県税条例第29条第5項の改正規定 規則で定める日

2 前項の規定による改正後の県税条例附則第28条の規定は、令和2年4月30日から適用する。

(県民税に関する経過措置)

3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の県税条例第33条及び第34条の2の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の県税条例(以下「4年新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「3号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第3条の規定(所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が3号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

5 別段の定めがあるものを除き、3号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分

の法人の県民税については、附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の県税条例（以下「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

6 別段の定めがあるものを除き、4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、3号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書の訂正等の期間等に関する経過措置）

8 附則第1項の規定による改正後の県税条例附則第27条の規定は、この条例の施行の日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定による徴収の猶予の申請をした者について適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

9 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この項において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和2年2月1日から同年10月31日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）附則第2条第2項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の県税条例附則第28条の規定を適用する。

（やまがた緑環境税条例の一部改正）

10 やまがた緑環境税条例の一部を次のように改正する。

第4条中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

附則第6項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

（やまがた緑環境税条例の一部改正に伴う経過措置）

11 前項の規定による改正後のやまがた緑環境税条例第4条の規定は、3号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税の均等割について適用する。

12 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分のやまがた緑環境税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分のやまがた緑環境税については、附則第10項の規定による改正前のやまがた緑環境税条例第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「から第4項まで」とあるのは、「及び第3項並びに山形県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年7月県条例第 号）附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第1条の規定による改正前の県税条例第43条第4項」とする。

（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

13 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成25年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第8項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第9項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「31年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第10項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第11項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「31年新法」を「元年新法」に、「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「31年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第12項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第13項中「31年新法」を「元年新法」に、「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「31年経過措置対象課税仕入れ等」を「元年経過措置対象課税仕入れ等」に、「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第14項中「31年新法」を「元年新法」に改める。

附則第15項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「31年旧法」を「元年旧法」に改める。

附則第16項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第17項中「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

(山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 14 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年6月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第5項ただし書中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第8項中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

- 15 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第6項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7項及び第8項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

- 16 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年7月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第4号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第5号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第6号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第4項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第5項及び第8項中「32年4月新条例」を「2年4月新条例」に改める。

附則第16項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第17項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第18項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第19項中「32年10月新条例」を「2年10月新条例」に、「平成32年11月2日」を「令和2

年11月2日」に改める。

附則第22項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第23項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

附則第24項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第25項中「33年新条例」を「3年新条例」に、「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

(山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

17 山形県県税条例の一部を改正する条例(平成31年3月県条例第60号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表第34条の3第1項の項、第34条の3第2項の項、附則第5条の5の項及び附則第7条の2第1項の項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第5項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に、「同年1月1日から同年5月31日まで」を「平成31年1月1日から令和元年5月31日まで」に改める。

附則第8項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正等に伴い、自動車税の環境性能割等について新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置を講ずるとともに、個人県民税について未婚のひとり親を所得控除の適用対象とする等のため提案するものである。

議第94号

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成28年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第2条の2中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第2条の2の規定は、令和2年4月1日から適用する。

提 案 理 由

地方活力向上地域における課税免除等の適用期間を延長するため提案するものである。

議第95号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第38項事務の欄第44号中「第13条第10号」を「第13条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。